

# 裁 決 書

審査請求人

同 代 理 人 仙台市青葉区大町2-3-11  
仙台大町レイトンビル4階  
太田 伸二  
処 分 庁 石巻市社会福祉事務所長

審査請求人（以下「請求人」という。）が令和2年11月26日付けで提起した処分庁石巻市社会福祉事務所長（以下「処分庁」という。）による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）の規定による生活保護変更申請却下処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

## 主 文

処分庁が令和2年9月1日付け石福保第188号で請求人に対してした生活保護変更申請却下処分は、これを取り消す。

### 第1 事案の概要

- 1 請求人は、令和元年10月16日に火災に遭い、同年11月1日付けで転居した。
- 2 請求人は、令和元年12月18日に処分庁を訪れ、冷房器具の購入費用を支給してほしい旨相談したところ、処分庁は、検討して回答すると説明し、同月20日に請求人宅を訪問し状況を確認することとした。
- 3 処分庁は、令和元年12月20日に請求人宅を訪問し、冷房器具がないことを確認した。
- 4 処分庁は、令和元年12月26日にケース診断会議を開催し、請求人の冷房器具の費用について支給不可と決定した。
- 5 処分庁は、令和2年1月6日に請求人に架電し、ケース診断会議で検討した結果として、冷房器具について支給要件を満たしていないことを伝えた。
- 6 請求人は、令和2年8月18日付けで、請求人が新たに購入した冷房器具について、その購入費用を支給するよう求める保護変更申請書を処分庁に提出した。
- 7 処分庁は、令和2年8月27日に、申請のあった冷房器具購入費用の支給の可否について検討するためケース診断会議を開催し、支給要件を満たさないことから申請を却下することを決定した。
- 8 処分庁は、令和2年9月1日付け石福保第188号で、保護変更申請却下処分（以下「本件処分」という。）を請求人に通知した。
- 9 請求人は、本件処分を不服として、令和2年11月26日付けで審査庁に本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

## 第2 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

請求人は、令和元年10月16日に、居住していた市営住宅が火災という災害に遭ったものであり、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の2の（6）のアの（ウ）の要件を満たす。また、請求人は、線維筋痛症を患っており、熱中症予防が特に必要とされる者に該当するほか、熱中症予防が必要となる時期を迎えるに当たり冷房器具の持ち合わせがなかったため、局長通知第7の2の（6）のウの要件を満たしていた。本件処分は、局長通知の解釈を誤ったものであって、取り消されるべきである。

### 2 処分庁の主張

冷房器具について、局長通知第7の2の（6）のウにより、局長通知第7の2の（6）のアの（ア）から（オ）までのいずれかの場合に該当し、それ以降、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎えるに当たり、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがないときに支給の要件を満たすとされている。

請求人が、火災前の住居に冷房器具として一般的に想定されるエアコンが設置されていないことを確認しており、冷房器具は局長通知第7の2の（6）のアの（ウ）の「災害により失った」とはいえないことから、支給の要件を満たさない。局長通知第7の2の（6）のウについては、上で述べたとおり、局長通知第7の2の（6）のアの（ア）から（オ）までのいずれの要件にも該当しないことから、支給の要件を満たさない。

本件処分には何ら違法又は不当な点はなく、本件審査請求は、理由がないものとして棄却されるべきである。

## 第3 理由

### 1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第12条は、「生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と規定し、同条第1号は、「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」と規定している。
- (2) 法第24条第1項は、「保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。（略）」と規定し、同条第9項は、第1項の規定は保護の変更の申請に準用すると規定している。
- (3) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第7は、「最低生活費は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別等による一般的な需要に基づくほか、健康状態等によるその個人又は世帯の特別の需要の相異並びにこれらの需要の継続性又は臨時性を考慮して認定すること。」とし、第7の2は、「臨時的最低生活費（一時扶助費）は、次に掲げる特別の需要のある者について、最低生活に必要不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであること。（略）（3）新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要」としている。

また、局長通知第7は、「最低生活費の認定は、当該世帯が最低限度の生活を維持するために必要な需要を基とした費用を、必ず実地につき調査をし、正確に行わなければならないこと。」としている。

(4) 局長通知第7の2の(6)は、家具什器費について、

「ア 炊事用具、食器等の家具什器

被保護世帯が次の(ア)から(オ)までのいずれかの場合に該当し、次官通知第7に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、29,600円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器(イ及びウを除く。)を支給して差し支えないこと。

なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、47,100円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして家具什器(イ及びウを除く。)を支給して差し支えないこと。

(ア) 及び (イ) 略

(ウ) 災害にあい、災害救助法第4条の救助が行われない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては、災害により失った最低生活に直接必要な家具什器をまかなうことができないとき。

(エ) 及び (オ) 略

イ 略

ウ 冷房器具

被保護世帯がアの(ア)から(オ)までのいずれかに該当し、当該被保護世帯に属する被保護者に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合であって、それ以降、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎えるに当たり、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがなく、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、冷房器具の購入に要する費用について、51,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。」としている。

## 2 本件処分の検討について

冷房器具の購入費用については、1の(4)のとおり、被保護世帯が局長通知第7の2の(6)の(ア)に掲げる場合のいずれかに該当し、当該被保護世帯に属する被保護者に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合であって、それ以降、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期において、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがないときに認定して差し支えないとされている。

これを本件についてみると、処分庁は、請求人の火災前の住居に冷房器具として一般的に想定されるエアコンが設置されていないことを確認しており、冷房器具は局長通知第7の2の(6)の(ア)の(ウ)にいう「災害により失った」とはいえないことから、支給要件を満たさないと主張している。

この災害により失った冷房器具としてエアコンしか認められないとする根拠について、審理員が処分庁に確認したところ、請求人が所持していたとする冷風機は熱中症予防対策ができる冷房器具としては考えられないとした上で、冷房器具として51,000円の範囲として基準が認められている以上、やはりエアコンを前提にしていると考えられると判断したとの回答があった。しかしながら、ケース記録票によると、請求人は、火災に遭う前から処分庁に対してエアコンの

購入について相談しており、やむを得ず冷風機で熱中症予防対策を講じていた事情がうかがわれ、また、局長通知で示されている金額の基準についても、あくまで新たに購入する冷房器具の基準を定めたものであり、災害により失った冷房器具がエアコンに限定されることの原因にはならず、そのほか災害により失った冷房器具がエアコンに限定されるとする根拠は見当たらない。したがって、請求人の火災前の住所にエアコンが設置されていないことをもって支給要件を満たさないとした処分庁の判断は、局長通知の解釈を誤ったものであり、本件処分は違法又は不当と言わざるを得ない。

最低生活費の認定に際しては、1の(3)のとおり、必ず実地につき調査をし、正確に行わなければならないとされている。処分庁は、今回の保護変更申請の前に請求人から冷房器具の購入費用に係る相談を受けて、その取扱いを検討するケース診断会議を令和元年12月26日に開催しており、その際の検討結果として、請求人世帯は局長通知第7の2の(6)のAに掲げる場合のいずれにも該当しない、また、「熱中症予防が特に必要となる世帯」と判断せず、支給対象としないこととしているが、処分庁において、請求人が夏場に一度熱中症により救急搬送されているとの請求人の申立てについて事実確認を行った形跡は認められず、処分庁がこのように判断した根拠は明らかではない。処分庁は、最低生活に直接必要な家具什器をまかなうことができないかどうか、当該被保護世帯に属する被保護者に熱中症予防が特に必要となる者がいるかどうかについて、被保護者の個別の事情を十分に把握し検討して判断すべきである。

#### 第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和4年4月19日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

この裁決書の謄本は、原本と相違ないことを証明します。

令和4年4月19日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

